

IIJ Global ソリューションサービス契約約款

2026年4月15日現在
株式会社IIJグローバルソリューションズ

第1章 総則

第1条(準則)

株式会社IIJグローバルソリューションズ(以下「IIJ Global」といいます。))は、本約款に基づき、ソリューションサービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

2. 本サービスとは、インテグレーションサービス、アウトソーシングサービス、サブライサービス、コンサルティングサービスの総称であり、IIJ Global は、お客様の申込内容に応じ、前記各サービスを単体で又は組み合わせて提供することにより、本サービスを提供します。IIJ Global がお客様に提供する本サービスの具体的な内容は、本サービスに係る所定の申込書(以下「サービス申込書」といいます。))にその発行日及び見積書番号が記載されたIIJ Global発行の見積書(以下「見積書」といいます。))に定めるとおりとします。

3. お客様がIIJ Globalと締結する本サービスの提供を受けるための契約(以下「本契約」といいます。))は、インテグレーションサービスについては第2章、アウトソーシングサービスについては第3章、サブライサービスについては第4章、コンサルティングサービスについては第5章と、本章及び第6章との組み合わせにより構成されます。

4. 本契約は、サービス申込書の受領後、書面又は電磁的手段によりIIJ Globalが承諾の意思表示を行うことにより有効に成立するものとします。なお、IIJ Globalは、IIJ Global自身の裁量により、サービス申込を拒絶することができます。

第2章 インテグレーションサービス

第2条(インテグレーションサービス)

インテグレーションサービスとは、お客様の通信ネットワークや情報通信システムの評価、設計、分析、構築などについて、特定の期日又は期間を定めてIIJ Globalが仕事の完成、成果物の納入等を行うサービスをいいます。インテグレーションサービスには、システムの開発に係る要件定義のみを行うサービス(以下「要件定義個別案件」といいます。))を含みます。

第3条(仕様)

インテグレーションサービスは、原則として、サービスの提供に先立ちお客様から提示され、IIJ Globalが確認した業務仕様書(要件定義書その他名称の如何を問わず、本件業務において予定される成果物、完成が要求される仕事の内容を具体的に特定した書面であって、お客様の責任において確定されるものをいいます。なお、見積書への具体的な記載をもって仕様書に代えることができます。))に基づいて行われるものとします。

2. お客様は、お客様が必要と認めるときは、IIJ Globalに対し、業務仕様書の内容を変更又は追加することを申し出ることができるものとし、IIJ Globalが当該申し出を受諾した場合、業務仕様書は変更されるものとします。なお、業務仕様書の変更に伴い、料金、納期等の条件を変更する必要が生じた場合には、IIJ Globalが発行する変更後の見積書をもとに、お客様は新たにサービス申込書をIIJ Globalに提出するものとします。

3. IIJ Globalは、お客様の要望があったときは、付随的業務として、業務仕様書の作成及び補正のための支援、要件が流動的な段階での設計支援、本サービスでの開発対象外システムとの結合テスト支援、総合テスト支援、移行

支援、受入支援(以下「支援業務」といいます。))を行うことができる場合があります。支援業務は準委任の形態により行われるものとし、IIJ Globalは善良な管理者の注意をもってこれを行うものとします。

第4条(情報の提供)

お客様は、IIJ Globalから請求があったときは、IIJ Globalがインテグレーションサービスを提供するために必要な情報を、IIJ Globalに無償で提供します。

第5条(提供の期限)

IIJ Globalは、見積書記載の期日まで又は記載の期間(以下本条において「スケジュール」といいます。))に、インテグレーションサービスの提供を為すものとします。お客様は、インテグレーションサービス完了後遅滞なく、完了確認を行うものとし、当該確認を以てインテグレーションサービスの提供完了とします。完了確認が完了の日から14日以内に行われぬ場合は、完了確認がなされたものとみなされるものとします。

2. 前項の規定に拘わらず、スケジュールに従ってインテグレーションサービスの提供が完了しない場合又は完了が困難と判断される場合は、IIJ Globalとお客様は、スケジュールの延長等必要な措置について誠意をもって協議するものとします。なお、第3条(仕様)に定める業務仕様書の確定が遅延した場合、第4条(情報の提供)に基づく情報の提供が行われなかった場合等、スケジュールの延長等がお客様の責に起因する場合には、IIJ Globalはかかる延長等について責任を負いません。

第6条(IIJ Globalの責任等)

IIJ Globalは、インテグレーションサービス(要件定義個別案件を除きます。以下本項において同じとします。))の提供に業務仕様書との不一致(以下「契約不適合」といいます。))があった場合において、当該契約不適合がIIJ Globalの責に帰すべき事由(本契約及び見積書その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らし、当該当事者の責に帰すべき事由をいいます。以下同じ。))によるときは、インテグレーションサービスが完了した日の翌日から起算して6ヵ月以内の間は、IIJ Globalの費用負担で再作業(成果物の補修、再納入を含みます。))を行うものとします。但し、第3条(仕様)第3項に定める支援業務については、別途特約がない限り、誤記等の補正を除きIIJ Globalは契約不適合責任を負うものではありません。また、インテグレーションサービスに機器(ソフトウェアを含む。以下本条及び第4章において「機器等」といいます。))の引渡し又は利用が含まれる場合は、当該機器等についての引渡し等の扱い及び当該機器等自体又は当該機器等に起因するインテグレーションサービスの契約不適合の責任については、第4章(サブライサービス)の定めを適用するものとします。IIJ Globalがインテグレーションサービスの契約不適合に関して負うべき責任は本条に定めるものに限りません。

2. インテグレーションサービスのうち要件定義個別案件については、準委任の形態により実施されるものとし、第4章(サブライサービス)の定めは適用されません。IIJ Globalは善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとし、IIJ Globalが要件定義個別案件の契約不適合に関して負うべき責任は本条に定めるものに限りません。

第3章 アウトソーシングサービス

第1節 通則

第7条(アウトソーシングサービス)

アウトソーシングサービスとは、月次又は所定の契約期間を定めて提供されるサービスをいいます。アウトソーシングサービスには以下を含みますが、これらに限られません。

- 1) 機器、電気通信設備、電気通信回線又はそれらから構成されるお客様の通信システム等(本章において以下「システム等」といいます。))に係る監視、保守及び運用等又はそれらの支援、代行
- 2) システム等の利用に関するサポートの提供
- 3) お客様が必要とする機器の貸出し(レンタル)又はソフトウェア若しくはクラウドサービス等のサブスクリプション

提供

- IIJ Global がお客様に提供するアウトソーシングサービスの具体的内容は、見積書にて定めるとおりとします。
- アウトソーシングサービスの内容を構成する個別の役務について、IIJ Global 又は IIJ Global がかかる役務を調達する第三者が定める特別の取引条件が存在する場合であって、見積書において当該条件が提示されているとき（見積書から当該条件を定める書面を言及しているときを含む。）は、当該条件は本約款の各条項に優先して適用されるものとします。

第 8 条(善管注意義務)

IIJ Global は、アウトソーシングサービスを、本契約、見積書その他債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって提供するものとします。

第 9 条(保証範囲)

アウトソーシングサービスの内容、サービス・レベル(品質)及び保証範囲は見積書に定められておりとします。IIJ Global がこれに違背した場合には、見積書の定めるところによりアウトソーシングサービスの月額料金の減額を行うものとします。本条は、アウトソーシングサービスに係る IIJ Global の契約不適合その他の債務不履行にかかる責任の全てを定めるものとします。

第 10 条(提供期間及びアウトソーシングサービスの解約)

アウトソーシングサービスの提供開始日及び提供期間は、見積書に定めるとおりとします。提供期間終了の 3 ヶ月前までに IIJ Global 又はお客様から意思表示のない場合には、自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同じとします。なお、アウトソーシングサービスに含まれる個別のサービス毎に、契約期間について異なる定めをすることを妨げないものとします。

2. お客様は、前項に定める提供期間内においても IIJ Global に対して書面又は IIJ Global の指定する電磁的手段で通知することによりアウトソーシングサービスを解約することができますが、その場合には、提供期間の残余の期間にアウトソーシングサービスの月額料金を乗じた額を、IIJ Global に一括して支払うものとします。ただし、提供期間に対応するアウトソーシングサービス料金を既に支払っている場合を除きます。また、前項に基づき提供期間が自動的に更新されている場合、お客様は、IIJ Global に対して 3 ヶ月前までに書面又は IIJ Global の指定する電磁的手段で通知することによりアウトソーシングサービスを解約することができます。

3. 前項の規定は、第 41 条(契約解除)の規定により IIJ Global がアウトソーシングサービスを解除した場合に準用します。

4. アウトソーシングサービスの提供において、第三者が使用許諾等の権利を有するソフトウェア等の利用(お客様がその機能を役務の提供を受ける態様で利用できる場合を含みます。)がアウトソーシングサービスの内容となっている場合は、提供期間の定めにかかわらず、当該第三者が当該ソフトウェア等の提供を継続できなくなった時点において、当該アウトソーシングサービスは終了するものとします。この場合、お客様及び IIJ Global は、協議のうえ代替手段の選択等を含むアウトソーシング契約の変更を定めることを妨げないものとします。

第 2 節 レンタルサービス

第 11 条(レンタルサービス)

アウトソーシングサービスには、IIJ Global がお客様に対して、見積書記載の物件(以下「物件」という)を賃貸(レンタル)し、お客様はこれを借受けること(以下「レンタルサービス」といいます。))が含まれます。本約款の他の定めにかかわらず、レンタルサービスについては、本節の規定を優先して適用するものとします。

第 12 条(物件の引渡し)

IIJ Global はお客様に対し、物件をお客様の指定する日本国内の場所において引渡すものとします。お客様は、IIJ Global より物件の引渡しを受けた後、遅滞なく受領書を交付するものとします。

第 13 条(契約不適合責任)

- IIJ Global はお客様に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性、及びお客様の使用目的への整合性については担保しないものとします。
- お客様が物件の引渡しを受けた後、2 営業日以内に物件の性能の契約不適合につき、IIJ Global に通知をなさなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で引渡されたものとみなします。
 - 前項において性能の契約不適合が見出された場合は、IIJ Global は当該物件について代替物を引渡すものとし、IIJ Global の責任は本項に定める内容に限られるものとします。

第 14 条(使用保管)

- お客様は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する修理等の諸費用を負担するものとします。
- お客様は、IIJ Global の書面による事前の承諾を得ないで、物件の譲渡、転貸、改造をしないことをはじめ、物件を別途 IIJ Global が指定する設置場所以外に移動しないものとします。また、お客様は物件に貼付された IIJ Global 又は第三者の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
 - お客様は、物件に事故が発生した場合、遅滞なく IIJ Global にその旨を通知するとともに、IIJ Global が求める措置を行うものとします。お客様が物件のレンタル中に、物件自体又はその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、お客様がこれを賠償するものとします。

第 15 条(滅失毀損)

- お客様が物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む。以下同じ)、毀損(所有権の制限を含む。以下同じ)した場合は、お客様は IIJ Global に対して、代替物件の購入代価又は物件の修理代の相当額を損害賠償として支払うものとします。但し、IIJ Global の責による事由の場合はこの限りではありません。
- 前項に定める物件の滅失の場合においても、レンタルサービス及び本契約は当然に終了するものではなく、また、前項に定める物件の毀損の場合においても、レンタルサービスの対価は減額されるものではありません。

第 16 条(譲渡等の禁止)

- お客様は物件を第三者に譲渡し、又は物件について質権、抵当権及び譲渡担保その他一切の権利を設定できないものとします。
- お客様は、物件について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないように保全するとともに、そのような事態が発生したときは、遅滞なく IIJ Global に通知しその指示に従うとともに、当該事態を解消させるものとします。

第 17 条(返還)

- お客様は IIJ Global に対して、レンタル期間の満了、解約、解除その他の理由により本契約が終了した場合、別途 IIJ Global が定める期日までに、物件を IIJ Global の指定する場所に自己の費用で返還するものとします。なお、物件に蓄積されたデータがある場合は、当該データを消去して返還するものとし、返還を受けた物件にデータが残存する場合、残存するデータの漏洩等に起因してお客様その他第三者に生じた損害に関しては、IIJ Global は一切の責任を負わないものとします。
- お客様が IIJ Global に対する物件の返還を遅延した場合、その期限の翌日から返還の完了日まで 1 ヶ月あたり月額レンタル料の 2 倍に相当する額の遅延損害金を支払うものとします。この場合、1 ヶ月未満の日数が発生した場合は、その端数を切上げ 1 ヶ月とみなし、日割計算は行わないものとします。

第 18 条(ソフトウェア複製等の禁止)

- お客様は、物件の全部又は一部を構成するソフトウェアに関し次の行為を行わないものとします。
- 有償又は無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、又はその再使用権の設定を行うこと
 - ソフトウェアを本契約以外のものに利用すること

- (3) ソフトウェアを複製すること
- (4) ソフトウェアを変更又は改作すること

第3節 保守サービス

第19条(保守サービス)

アウトソーシングサービスには、IJ Global がお客様に対して販売又は賃貸した機器、ソフトウェア等についての保守を行うこと(以下「保守サービス」といいます。)が含まれます。本約款の他の定めにとららず、保守サービスについては、本節の規定を優先して適用するものとします。

第20条(保守サービスの責任範囲)

保守サービスの履行とは、保守サービスの内容として定められた事項を誠実に実施することに限られ、保守の対象となる機器やソフトウェアの修復、可用性を保証するものではありません。

第21条(保守サービス提供条件)

保守サービスの具体的提供条件、保守サービスの範囲の詳細、お客様が保守サービス享受にあたり遵守すべき事項については見積書に記載のとおりです。なお、IJ Global が保守サービスを第三者から調達している場合であって、当該調達先から提示された提供条件を見積書に添付する等の IJ Global の指定する方法でお客様に交付したときは、かかる提供条件があわせて適用されます。

第22条(レンタルサービスとの関係)

IJ Global がお客様にレンタルサービスを提供している場合であって、別途レンタルの物件について保守サービスを提供するときは、第13条(契約不適合責任)の規定にかかわらず、保守サービスの範囲において物件への契約不適合対応等がなされるものとします。

第4節 サブスクリプションサービス

第23条(サブスクリプションサービス)

アウトソーシングサービスには、サブスクリプション方式によりお客様がソフトウェア及びクラウドサービス等を使用できるようにすること(以下「サブスクリプションサービス」といいます。)が含まれます。本約款の他の定めにとららず、サブスクリプションサービスについては、本節の規定を優先して適用するものとします。

第24条(サブスクリプションサービスの責任範囲)

サブスクリプションサービスの使用条件及び責任範囲は、対象となるソフトウェア又はクラウドサービス等について、お客様と使用許諾権者又は IJ Global との間で締結される使用許諾契約に定める内容に従うものとします。なお、対象となるソフトウェア又はクラウドサービス等については、別途 IJ Global が承諾する場合を除き、お客様による再販はできません。本条は、サブスクリプションサービスに係る IJ Global の契約不適合その他の債務不履行にかかる責任の全てを定めるものとします。

第4章 サプライサービス

第25条(サプライサービス)

サプライサービスとは、IJ Global がお客様に機器等の販売を行うサービスをいいます。IJ Global は、お客様の申込に応じ、IJ Global がお客様に販売する機器等を提供します。なお、機器等の選択、使用及び使用結果については、お客様が責任を負うものとします。

- 2. 機器等の名称、型式等は、見積書に定めるとおりとします。

第26条(納入)

IJ Global は、見積書所定の納期(本章において以下「納期」といいます。)までに、見積書に定める納入場所(本章において以下「納入場所」といいます。)において、機器等の引渡し及び搬入並びに現地調整(本章において以下「納入」といいます。)を行います。なお、お客様は機器等の製造者が定める適切な機器等据付環境を用意し、据付に必要な手配を行うものとします。IJ Global は機器等の据付に関し、製造者により行われる場合も含め、なんら責任を負いません。

第27条(納期の延長)

IJ Global は、納期までに全ての納入を完了することができないと見込まれるときは、遅滞なく、その旨をお客様に通知します。

- 2. IJ Global の責に帰すことができない事由による納入の遅延に関しては、IJ Global は、損害賠償責任をお客様に対して負いません。

第28条(検査及び引渡し)

お客様は、第26条(納入)に定める機器等の受領後遅滞なく、見積書に別途定める機器等の仕様に基づき、機器等の検査(本章において以下「検査」といいます。)を行い、検査に合格したときは、その旨を記載した書面(本章において以下「検査合格書」といいます。)を、機器等を受領した日の翌日から起算して7日以内に IJ Global に交付するものとします。お客様が、IJ Global に対し、機器等を受領した日の翌日から起算して7日以内に検査合格書を交付しないとき又は次条第1項に基づき検査に不合格である旨を書面で通知しないときは、当該期間の経過をもって検査に合格したものとみなします。

- 2. 前項に定める検査に合格した時をもって、IJ Global からお客様に対する機器等の引渡し(本章においては以下「引渡し」といいます。)があったものとします。
- 3. 機器等の所有権は、お客様が見積書記載の機器等代金(以下「機器等代金」といいます。)及びこれに掛かる消費税等相当額を完済した時をもって、IJ Global からお客様へ移転するものとします。

第29条(不合格)

お客様は、検査の結果、機器等を不合格と認めるときは、遅滞なくその旨を IJ Global に書面で通知し、相当の期限を定めてその契約不適合の修補又は代替品の納入(本章において以下「改善措置」といいます。)を、IJ Global に対して指示することができます。

- 2. IJ Global は、お客様から改善措置を指示された場合であって、改善措置を行うことが合理的であると判断したときは、IJ Global の費用負担において改善措置を行い、お客様の再度の検査(本章において以下「再検査」といいます。)を受けるとします。なお、いかなる改善措置を講ずるかについては、IJ Global が裁量によって決定するものとします。
- 3. 前二項の定めにとららず、機器等に関し IJ Global が当該機器等の製造者でない場合は、当該機器等に製造者が付した保証条件をお客様が受けることができる範囲で IJ Global はこれを保証するものとします。
- 4. 前条及び本条第1項の規定は、再検査を行う場合に準用します。
- 5. 本条は不合格にかかる IJ Global の責任の全てを定めるものとします。

第30条(特別採用)

お客様は、前条にとららず、検査又は再検査の結果、機器等の契約不適合が軽微でお客様が機器等を使用する上で支障がないと認められるときは、検査合格書を IJ Global に交付することができます。この場合、お客様は、当該機器等のうち機器等について機器等代金の一部を減額することを IJ Global に請求することができるものとし、IJ Global はその請求を相当と認めるときは、機器等代金の一部の減額に応じます。なお、IJ Global は、機器等代金の一部の減額に応じたときは、当該機器等の契約不適合に係る一切の責任を免れるものとします。

- 2. お客様は、前項の定めにより検査合格書を交付するときは、その旨特記するものとし、当該検査合格書の交付を

もって、引渡しがあったものとします。

第 31 条(機器等に係る危険負担)

引渡し前に生じた機器等の滅失、毀損、変質その他の危険は、お客様の責に帰すべき事由による場合を除き、IJ Global の負担とします。引渡し後に生じた機器等の滅失、毀損、変質その他の危険は、IJ Global の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様の負担とします。

第 32 条(機器等に係る契約不適合責任)

お客様は、引渡しの後、機器等に引渡し前の原因によって生じ、かつ検査において発見し得なかった契約不適合を発見したときは、引渡しが行われた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に書面により IJ Global に対してその旨を通知することにより、代品納入又は契約不適合の修補の請求をすることができます。

2. IJ Global は、お客様から第 1 項の請求を受けた場合であって、契約不適合に対する措置を行うことが合理的であると判断したときは、IJ Global の費用負担において措置を行います。ただし、いかなる措置を講ずるかについては、IJ Global が裁量によって決定するものとします。IJ Global は、本条第 1 項の契約不適合について、代金減額には応じません。

3. 前二項の定めにかかわらず、機器等に関し IJ Global が当該機器等の製造者でない場合は、当該機器等に製造者が付した保証条件をお客様が受けることが出来る範囲で IJ Global はこれを保証するものとします。

4. 本条は契約不適合責任について IJ Global の責任のすべてを定めるものとします。

第 33 条(保守サービス)

IJ Global は、お客様から機器等について保守サービスの申込があった場合には、アウトソーシングサービスとして第 3 章の定めるところにより別途約款に基づく保守サービスを提供します。

第 34 条(ソフトウェア)

機器等がソフトウェアの場合であって、お客様がその利用にあたり使用許諾契約を締結する必要があるものについては、お客様は使用許諾権者たる第三者又は IJ Global と別途使用許諾契約を締結するものとし、この場合、ソフトウェアの使用条件、保証条件その他については、本約款の他の定めにかかわらず当該契約書に基づくものとします。

第 35 条(リース等の導入)

お客様が機器等(当該機器等にかかる保守サービスを含む。以下本条において同じ。)をリース事業者経由にて導入する場合は、お客様は IJ Global に予め書面により申入れをしたうえで、IJ Global の承諾ある場合は、別途リース会社との契約を締結するものとし、IJ Global は、当該リース会社との契約が締結されることを条件に、見積書記載の金額によりリース会社と機器等に関する売買契約等、リース実行のために必要な契約を締結するものとします。機器等について、お客様とリース会社間に契約が締結され、かつ、それに基づき IJ Global と当該リース会社間で売買契約等が締結された場合は、第 32 条(機器等に係る契約不適合責任)乃至第 34 条(ソフトウェア)は機器等の契約不適合責任等に関する約定として IJ Global とお客様間に適用されるものとし、IJ Global と当該リース会社間で締結された売買契約等に優先して適用されるものとします。

第 5 章 コンサルティングサービス

第 36 条(コンサルティングサービス)

コンサルティングサービスとは、お客様の機器、電気通信設備、電気通信回線又はそれらから構成されるお客様の

通信システム等(本章において以下「システム等」といいます。))に関するコンサルティングその他情報提供等を行うサービスをいいます。コンサルティングサービスには、月次又は年次で提供されるサービスを含みます。

2. IJ Global がお客様に提供するコンサルティングサービスは準委任の形態により実施されるものとし、その具体的内容は、見積書にて定めるとおりとします。

3. IJ Global は、見積書記載の期日まで又は記載の期間若しくは月次並びに年次(以下本条において「スケジュール」といいます。))において、コンサルティングサービスの提供を為すものとします。お客様は、月次又は年次で提供されるコンサルティングサービス以外のコンサルティングサービスについては、完了後遅滞なく、完了確認を行うものとし、当該確認を以てコンサルティングサービスの提供完了とします。完了確認が完了の日から 14 日以内に行われない場合は、完了確認がなされたものとみなされるものとします。

4. 前項の規定にかかわらず、スケジュールに従って月次又は年次で提供されるコンサルティングサービス以外のコンサルティングサービスの提供が完了しない場合又は完了が困難と判断される場合は、IJ Global とお客様は、スケジュールの延長等必要な措置について誠意をもって協議するものとします。なお、スケジュールの延長等がお客様の責に起因する場合には、IJ Global はかかる延長等について責任を負いません。

5. お客様および IJ Global は、コンサルティングサービスに関して次の各号に掲げる事項を相互に確認します。

(1) コンサルティングサービスによって、IJ Global は、お客様のシステム等について、なんらの意見表明、保証等を与えるものではないこと。

(2) コンサルティングサービスによって、IJ Global はお客様の望む事象の実現を保証するものではなく、また、コンサルティングサービスの対象として、将来事象が含まれる場合であっても、これらの達成可能性等の将来予測について、IJ Global は責任を負わないこと。

(3) コンサルティングサービスによって、システム等に関するすべての重要な事項が明確になるものではないこと。

(4) コンサルティングサービスの結果について、システム等への合致性および使用の判断はお客様自らが行い、また、その責任はお客様が単独で負うこと。

6. お客様は、見積書記載の期日まで又は記載の期間内においても IJ Global に対して書面又は IJ Global の指定する電磁的手段で通知することにより月次又は年次で提供されるコンサルティングサービスを解約することができますが、その場合には、提供期間の残余の期間に当該コンサルティングサービスの月額料金相当額を乗じた額を、IJ Global に一括して支払うものとします。ただし、提供期間に対応する当該コンサルティングサービス料金を既に支払っている場合を除きます。

7. 前項の規定は、第 41 条(契約解除)の規定により IJ Global が月次又は年次で提供されるコンサルティングサービスを解除した場合に準用します。

第 37 条(IJ Global の責任等)

1. IJ Global は、コンサルティングサービスを善良な管理者の注意をもって実施するものとします。

2. コンサルティングサービスにおいて、見積書にて納入物が定められた場合、当該納入物については、誤記等の補正を除き IJ Global は契約不適合責任を負うものではありません。IJ Global がコンサルティングサービスの契約不適合に関して負うべき責任は本条に定めるものに限りません。

第 6 章 共通事項

第 38 条(構内業務)

IJ Global は、本サービス提供上合理的な必要がある場合には、お客様の承諾を得て、お客様の構内においてサービス提供に必要な業務を遂行することができるものとします。

2. 前項の規定により IJ Global がお客様の構内において業務を遂行するにあたり、業務の遂行場所、業務の遂行

上合理的に必要とするものについては、お客様が IJ Global に貸与し、又は提供するものとします。

3. 第 1 項の規定により IJ Global がお客様の構内において業務を遂行するにあたり、IJ Global は、業務に従事する IJ Global の従業員等にお客様の構内規則を遵守させるものとします。

4. IJ Global からお客様への本サービスの提供は、両者間に人員出向、人員派遣の関係を成立させるものではなく、したがって、業務に従事する IJ Global の従業員等に対する指揮命令は全て IJ Global の指揮命令で行われ、当該従業員等の労務上の安全衛生管理の責任は全て IJ Global に帰属することについて、お客様及び IJ Global はあらかじめ了解するものとします。

第 39 条(コンプライアンス)

IJ Global は、本サービスを提供するにあたり、法令を遵守し、第三者の権利を侵害しないよう最善の注意を払うものとします。

第 40 条(料金等)

本サービスの料金(以下「サービス料金」といいます。)は、見積書に定めるとおりとします。

2. アウトソーシングサービス及び月次のコンサルティングサービスの提供が開始又は終了された月のアウトソーシングサービス及び月次のコンサルティングサービスの月額料金は、別途 IJ Global の定めるとおり計算するものとします。

3. インテグレーションサービスに係る本契約が解約又は解除されたときは、IJ Global は、その時点までに提供したインテグレーションサービスに対応する料金を算定し、お客様と精算します。

4. 前三項の精算方法については、お客様と IJ Global の協議の上、これを定めるものとします。

5. お客様は、その発行日が記載された IJ Global 発行の請求書(以下「請求書」といいます。)の発出日付から 30 日以内に、見積書、若しくは、請求書に記載された支払い方法により、サービス料金(第 10 条(提供期間)及びアウトソーシングサービスの解約)第 2 項又は第 36 条(コンサルティングサービス)第 6 項に基づきお客様が負担する金銭債務を含みます。以下、本項において同様とします。)を支払うものとします。当該支払期日までにサービス料金の全額の支払いが為されない場合は、その支払期日の翌日からサービス料金の全額が支払われる日までの日数に応じ、支払いを延滞したサービス料金の額に対し、1 年を 365 日として年利 14.5%の割合で計算した額を、遅延損害金として IJ Global に支払うものとします。

6. お客様の意向に基づき、本サービスの提供の全部又は一部が日本以外の国で為される場合であって当該国の税制により課税が生ずるときは、IJ Global がその旨を認知していたか否かにかかわらず、当該課税分についてはお客様が負担するものとします。

第 41 条(契約解除)

お客様及び IJ Global は、相手方が本契約に違反した場合であって、相当の期間を伴った書面による是正の催告を行ったにも拘わらず、当該期間を徒過してもなお是正されないときは、本契約を解除することができます。ただし、当該期間が経過した時における債務不履行が本契約、見積書及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではありません。

2. お客様又は IJ Global は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何ら事前の通知又は催告を要せず、即時に本契約を解除することができます。

- (1) 重大な本契約違反の事実があったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき又は裁判所の会社解散命令若しくは会社解散判決があったとき
- (4) 合併によらず解散しようとしたとき又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (5) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき

(6) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

3. お客様及び IJ Global は、前二項に基づく本契約の解除を行う場合には、本契約違反のあったサービスに係る本契約のみを解除することの他、お客様が IJ Global と締結している全ての本サービスに係る本契約を一括して解除することもできることとします。

4. お客様は、本条の定めにより IJ Global から本契約の全部又は一部を解除されたときは、当然に期限の利益を失い、第 40 条(料金等)に定める支払債務その他の IJ Global に対する一切の債務を遅滞なく履行しなければなりません。

5. お客様又は IJ Global は、本条の定めにより本契約の全部又は一部を解除した場合であって、当該解除により自らに損害が発生したときは、その損害の賠償を相手方に請求することができます。この場合、当該相手方が賠償すべき損害の範囲については、次条第 2 項の規定を準用します。

第 42 条(損害賠償)

お客様は、IJ Global から本サービスの提供を受けるに際し IJ Global の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、直接的かつ事実上生じた損害について、IJ Global に当該損害の賠償を請求することができます。但し、機器等又はレンタル機器の設計上、製造上又は使用上の過誤など、IJ Global の責に帰すことのできない事由によりお客様が損害を被った場合は、IJ Global は、その責任を一切負いません。

2. 前項により IJ Global が賠償するお客様の損害額は、次の各号に定める額を上限とします。但し、IJ Global の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合は、この限りではありません。

- (1) インテグレーションサービスの提供を受けるに際し損害を被った場合: IJ Global に対し現実に支払われたインテグレーションサービスのサービス料金に相当する額
- (2) アウトソーシングサービスの提供を受けるに際し損害を被った場合: 個別のアウトソーシングサービスの月額料金に相当する額
- (3) 保守サービスを除くサブライサービスの提供を受けるに際し損害を被った場合: お客様に損害を与えた機器の機器等代金に相当する額
- (4) 保守サービスの提供を受けるに際し損害を被った場合: 損害発生の直接の原因となった保守の対象となる機器等の保守料金の 1 年分に相当する額
- (5) コンサルティングサービスの提供を受けるに際し損害を被った場合: IJ Global に対し現実に支払われたコンサルティングサービスのサービス料金に相当する額。ただし、月次又は年次のコンサルティングサービスには適用されません。
- (6) 月次又は年次のコンサルティングサービスの提供を受けるに際し損害を被った場合: 個別のコンサルティングサービスの月額料金に相当する額

3. 前 2 項の規定にかかわらず、本契約上の契約不適合責任及び保証に関する定め(第 6 条、第 9 条、第 13 条、第 24 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条及び第 37 条)は、本条に優先して適用されるものとします。

第 43 条(委託)

IJ Global は、本サービスの提供に係る作業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせること(本条において以下「作業の委託」といいます。)ができます。この場合において、IJ Global は、第 46s 条(秘密の保持)の定めにかかわらず、本サービスの提供に必要な範囲で当該第三者にお客様の情報を開示できるものとします。

2. IJ Global は、作業の委託をするときは、本契約に基づき IJ Global がお客様に対して負う義務と同一の義務を作業の委託をする第三者に負わせ、IJ Global は、当該義務を履行することについて、お客様に対して責任を負います。

第 44 条(権利義務の譲渡禁止)

お客様及び IJ Global は、予め相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約上の権利義務の全部若しくは一部を

第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。ただし、IJ Globalは、本契約上の権利義務の全部若しくは一部を、IJ Globalのグループ会社に譲渡し又は承継させることができるものとします。

2.前項の定めにかかわらず、IJ Globalは、本契約に基づく金銭の給付を目的とする債権の全部若しくは一部を第三者に譲渡することができるものとします。

第45条(不可抗力の免責)

天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他、お客様及びIJ Globalの何れの責にも帰すことができない事由による本契約の不履行又は遅滞については、お客様及びIJ Globalは、互いに相手方に対してその責任を負いません。

第46条(秘密の保持)

お客様及びIJ Globalは、予め相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約の履行に際して知り得た相手方の営業上、技術上その他の業務上の秘密情報(秘密であることを明示して開示された書面、電磁的記録その他可視性があり管理可能な媒体にあらわされた情報をいい、以下「秘密情報」という。)を第三者に開示し又は本契約を履行する目的以外で使用できません。ただし、次の各号に掲げるものであって、そのことを証明できるものは、この限りではありません。

- (1) 相手方から開示を受けた際、すでに公知であったもの、又はその後、自らの責に帰すことのできない事由によって公知になったもの
- (2) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら保有していたもの
- (3) 自ら独自に開発したもの
- (4) 正当な権利を有する第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (5) 法令上の要請又は政府機関からの要請により開示が義務付けられたもの

2. 前項の規定は、秘密情報の受領後3年間有効であるものとします。

3. 前二項のもとに、秘密情報が通信の秘密に該当する場合は、IJ Globalは、通信の秘密に係るお客様の情報について、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第4条を遵守した取り扱いを行うものとします。この場合、IJ Globalは、お客様の同意がある場合、第43条(委託)に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め(IJ Globalの事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。)に基づいて許容される場合に限り、本項に定める通信の秘密を知得、利用(IJ Globalの電気通信設備及びお客様を含むIJ Globalのサービス利用者の通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上でお客様を含むIJ Globalのサービス利用者に情報提供すること又は公開することを含む。)、又は第三者に開示する場合があります。なお、お客様はあらかじめこれらについて同意するものとします。なお、本項の適用のある本サービスにおいては、第1項に基づく秘密情報については、前項は適用しないものとします。

4. IJ Globalは、第1項の規定にかかわらず、お客様に対して最適なサービスプランの提案その他お客様の利便向上に関わる目的のため、お客様が本サービスを利用している事実及びその態様について、IJ Globalの子会社と情報を共有することができます。

第47条(個人情報保護)

IJ Globalは、法令及びIJ Globalが別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、お客様の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を適切に取り扱うものとします。

2. IJ Globalは、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと(業務上必要な連絡、通知等を お客様に対して行うことを含みます。)
- (2) 本サービスの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと

(3) 本サービスに関する情報(IJ Globalの別サービス又はIJ Globalの新規サービス紹介情報等を含む)を、電子メール等により送付すること

(4) その他お客様から得た同意の範囲内で利用すること

3. IJ Globalは、お客様の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、IJ Globalは、IJ Globalの監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、IJ Globalは当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第48条(情報の提供)

お客様は、IJ Globalから請求があったときは、IJ Globalが本契約を履行するために必要な情報を、IJ Globalに無償で提供します。

2. お客様からの情報の提出が遅れたことによるIJ Globalの業務の遅延について、IJ Globalは責任を負わないものとします。
3. IJ Globalは、お客様から提出された情報をIJ Globalの資料、物品と明確に区別した上、善良な管理者の注意をもって保管するとともに、本契約の遂行に必要な範囲を超えて使用又は利用しないものとします。
4. IJ Globalは、本契約の履行に必要な範囲を超えて、お客様から提出された情報を複製又は複写しないものとします。
5. 本契約が何らかの理由で終了した場合又は情報が不要となった場合、IJ Globalは遅滞なく情報をお客様に返還するか、又はお客様の指示に従い処分するものとします。

第49条(反社会的勢力の排除)

IJ Global及びお客様は、次の各号に掲げる事項について相互に保証するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体又はそれらの構成員若しくは関係者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自己の役員、従業員、その他使用人が、反社会的勢力ではないこと。
- (3) 自ら又はその役員、従業員、その他使用人が、反社会的勢力への資金提供を行うなどその活動を助長する行為を行ったことがなく、且つ、今後も行わないこと。
- (4) 自ら又はその役員、従業員、その他使用人が、自身で又は第三者を利用して、相手方及びその顧客に対し、暴力的若しくは威圧的な行為又は名誉若しくは信用を毀損する行為を行わないこと。

2. IJ Global及びお客様は、相手方が第1項のいずれか一つにでも違反していると合理的に認められる場合、相手方に対し、何らの通知・催告をすることなく、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。なお、この場合、解除された当事者は、解除されたことにより受けた損害について、相手方に対し、何らの請求もできないものとします。

3. IJ Global及びお客様は、相手方が第1項のいずれかに違反したことにより損害を受けた場合、相手方に対し、その被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第50条(勧誘等の禁止)

お客様は、本サービス提供にかかる提供期間中(アウトソーシングサービス又はコンサルティングサービスの提供期間又はその他サービスの提供完了日までをいう。以下本条において同じ。)及び提供期間終了後1年間は、IJ Globalの従業員等(IJ Globalの従業員及びIJ Globalの委託先に所属する者を含む)をお客様が直接雇用する目的のために勧誘し又はIJ Global若しくは所属先からの退職を促してはならないものとします。

2. お客様が前項の定め違反した場合、IJ Globalは、お客様に対し、何ら事前の通知又は催告を要せず、即時に本契約を解除することができるものとします。

3. お客様が第1項の定めに従った場合、第 41 条第 5 項の定めにかかわらず、IJ Global は、お客様に対し、IJ Global 及び IJ Global の委託先に生じた損害のすべてについて、損害の賠償を請求できるものとします。

第 51 条(知的財産権)

本サービスの提供における知的財産に関する事項は、本条及び次条において定めるものとします。

2. 成果物に係る著作権は IJ Global に留保されるものとします。IJ Global は、お客様に対し、お客様自身が成果物をお客様の業務に活用するために、成果物を利用し、複製し、翻案し、翻訳する権利を別途課金することなく許諾するものとします。なお、別途特約がない限り、お客様は成果物を第三者に開示しないものとします。

3. IJ Global が本サービスを遂行するにあたって使用したノウハウ、知識、情報等は、それらが産業財産権等の権利を構成するか否かにかかわらず、本約款に定める守秘義務の制約の範囲内で、IJ Global が第三者に対して行う業務において用いることを妨げないものとします。

4. IJ Global がお客様から提供された公開されていない情報又は技術に基づいて発明、考案又は意匠の創作をしたときは、IJ Global は遅滞無くお客様にその旨及び内容を通知するものとし、お客様と IJ Global とは、その発明、考案又は意匠の創作に基づく特許、実用新案又は意匠に関する権利の帰属について協議するものとします。

第 52 条(第三者の知的財産権の侵害)

お客様が成果物に対して第三者から特許権その他の産業財産権及び著作権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立て又は訴訟の提起(以下本条において「本件紛争」といいます。)を受けた場合、お客様がその旨を 10 日以内に IJ Global に通知し、必要な範囲で IJ Global に情報と協力を提供し、かつ、訴訟を含む本件紛争解決のための全権限を IJ Global に委任することを条件に、IJ Global がこれを自己の責任で防御又は解決するものとします。

2. IJ Global は、本件紛争の防御又は解決のための費用を負担するとともに、お客様が本件紛争において確定判決又は裁判上の和解により負うべきものとされた損害賠償額、訴訟費用及び合理的な弁護士費用を負担します。また、IJ Global の判断により、以下のいずれかの処置を行うものとします。

(1)当該成果物の使用を継続し得る権利を取得する。

(2)知的財産権を侵害しない成果物へと変更又は代替物を納入する。

なお、当該成果物の使用を裁判所の命令により禁止され、上記各号に掲げる措置を行うことができないと IJ Global が判断した場合は、IJ Global は当該成果物を IJ Global の帳簿価格で買い取るものとします。

3. お客様により改変された成果物については、当該改変部分がいかなる第三者の権利を侵害するものではないとお客様が立証した場合を除き、IJ Global はいかなる責任も負わないものとします。

4. 本条は、本契約に基づき納入された成果物に係るすべての知的財産権侵害に関する IJ Global の責任を示すものです。

第 53 条(カスタマーハラスメント)

本サービスの利用にあたり、お客様が、IJ Global (IJ Global の委託先を含み、以下本条において同じとします。)に対する問い合わせ等において、IJ Global への要求内容が著しく妥当性を欠く場合、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な場合その他刑法、軽犯罪法等の法令に抵触し又は抵触する虞がある場合(以下「カスタマーハラスメント」といいます。)、IJ Global は本サービスの履行その他利用者からの要求を断ることができるものとします。カスタマーハラスメントには、お客様が以下のいずれかの事由に該当する行為を為した場合を含み、それらに限られません。

(1) 契約に定める範囲を越えた要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求

(2) 合理的理由のない IJ Global への謝罪要求や IJ Global 関係者への処罰の要求

(3) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為

(4) 威迫、脅迫、威嚇行為

(5) SNS やインターネット上での誹謗中傷

(6) 侮辱、人格を否定する発言、性的嫌がらせ、プライバシー侵害行為

(7) 傷害、暴行、恐喝、強要またはそれらの未遂

(8) 信用棄損、業務妨害、威力業務妨害

(9) 不法侵入、不退去

(10) 前各号に類する行為

2. お客様は、カスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。なお、カスタマーハラスメントにより IJ Global、IJ Global 関係者が損害を被った場合、当該行為者は、IJ Global に生じた損害(慰謝料を含みます。)を賠償するものとします。

3. 第 1 項の定め該当する場合、IJ Global は自己の債務不履行に関して一切責任を負わないものとします。

4. 第 1 項の定め該当する場合、IJ Global は、当該お客様との本サービスに係る契約を何ら負担なく解除することができるものとします。

5. 第 1 項の定め該当する場合、IJ Global は、IJ Global の判断において、警察、弁護士等への通報、連絡を行い適切な対処をするものとします。

第 54 条(最終合意)

本契約に関しては、本約款及び見積書に記載された事項が IJ Global とお客様間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されます。

第 55 条(合意管轄)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 56 条(準拠法)

本契約の準拠法は、日本国法とします。

第 57 条(協議)

本約款若しくは見積書に定めのない事項又は本約款若しくは見積書の解釈について生じた疑義については、当事者間で誠意をもって協議の上解決することとします。

以上

2026 年 4 月 15 日変更

本約款は、2026 年 4 月 15 日から実施します。